

令和7年度予算編成に関する要望書

令和6年6月

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

会 長 川 鍋 一 朗

平素より、タクシー事業に対して、格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚くお礼申し上げます。

タクシー事業は、地域に密着した輸送サービスの担い手であり、国民生活に欠かせない地域公共交通機関として、お客様に安全・安心にご利用いただき、その社会的責任を果たすため日夜努力を続けております。

一方、コロナ禍における急激な需要減によるタクシー業界への影響は大きく、コロナ禍が一段落した後も、大幅な最低賃金アップの実施、ロシアのウクライナ侵略、中東紛争により拍車のかかった燃料価格の急激な高騰、コロナ禍における融資の返済が資金繰りに悪影響を与えていること、加えてコロナ禍で加速したドライバー不足の深刻化により、現在においても廃業を余儀なくされる事業者が発生するなど、タクシー事業は引き続き厳しい経営環境下に置かれております。

このような状況の下、昨年夏の「観光地等でタクシー供給が不足している状況に鑑み、ライドシェアの解禁について検討すべき」旨の一部国会議員の発言を嚆矢としてライドシェア解禁を求める議論が再燃するとともに、昨年10月23日には第212回臨時国会における岸田内閣総理大臣所信表明演説において「地域交通の担い手不足や、移動の足の不足といった、深刻な社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組んでまいります。」旨が述べられました。その後、昨年12月20日の「デジタル行財政改革会議・中間とりまとめ」において、二種免許取得効率化等のタクシー事業に係る規制緩和、タクシー事業者が運送主体となり地域の自家用車・ドライバーを活用した運送サービスの創設、従来の自家用有償旅客運送制度の改善等が示されました。

これを踏まえ、我々タクシー業界においては、ドライバー不足への対策及び国民の移動の足の確保に向けて、タクシーの規制緩和策と二種免許取得支援措置、並びに今般タクシー運送業務を認定していただいた外国人在留資格特定技能1号をフル活用するとともに、観光地における繁忙期需要対策及び道路運送法第4条に基づく乗合タクシーの運行など、公共交通機関として利用者目線を重視したあらゆる手段を講じて全力で対応しています。

更に、4月から創設された道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業では、大都市部第1弾の4地域においては4月中にサービスを開始。第2弾の8地域についても5月以降、順次サービスの開始予定であり、その他の地域においても今後全国的に検討が進む見込みです。

このような厳しい状況の下、今後とも経営基盤の脆弱な中小企業が大半を占めるタクシー事業の維持・継続を図り、少子・高齢化社会の急激な進展並びにGX・DXの大きな潮流の中、政府目標2050年カーボンニュートラルの実現に向けた諸施策を進めるとともに、地域公共交通機関として利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地方創生を担う社会インフラとしての使命を達成できるよう、令和7年度の予算編成にあたり、別記のとおり要望いたしますので、事情ご賢察の上、何とぞご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

燃料価格高騰への対応

ロシアのウクライナ侵略及び円安の急激な進行による現下の燃料価格高騰は、タクシー事業者の経営危機に更なる追い打ちをかける事態となっている。

こうした窮状をご理解頂き、国民生活に欠かせない公共交通機関であるタクシー事業の維持・継続のため、燃料の安定供給の確保と燃料高騰対策のため、タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業をはじめとする各種支援の拡充等、総合的な支援措置を講じられたい。

特に、燃料油価格激変緩和対策事業において基準価格の算定の見直しが行われる場合には、L P ガスについてもあわせて見直しをされたい。

タクシー事業のD Xに向けた取組み

- (1) 自動運転やM a a S など交通分野におけるデジタル技術の導入について、支援を拡充されたい。
- (2) 地域住民のみならず訪日外国人も含めた利用者の利便性の向上に資するためのアプリ配車、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー等)、無料W i - F i サービス、多言語翻訳機器等のタクシー車両用のデジタル機器の導入について、支援を拡充されたい。
- (3) 自動日報、デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、遠隔・自動点呼に係る機器、需要予測システム等、タクシー事業の生産性の向上に資する機器の導入について支援を拡充されたい。

タクシー事業のG Xに向けた取組み

政府が策定した令和2年12月の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」及び令和5年2月の「GXに向けた基本方針」等を踏まえ、インフラ整備等の環境整備を図って頂くとともに、特にタクシー業界が取り組む電動化車両及び充電設備の導入に当たっては全面的な支援措置を構築されたい。

また、商用車の電動化促進事業による電気自動車等への支援措置を継続・拡充されたい。

新型コロナウイルス感染症問題への対応

コロナ禍における急激な需要減によるタクシー業界への影響は大きく、現在においても廃業を余儀なくされる事業者が発生するなど、タクシー事業は引き続き厳しい経営環境下に置かれている。

こうした窮状をご理解頂き、国民生活に欠かせない公共交通機関であるタクシー事業の維持、継続のため、以下の項目をはじめ総合的な支援措置を講じられたい。

- (1) 国民生活に不可欠な地域公共交通機関であるタクシー事業者が安定的に事業継続できる環境整備のための措置
- (2) 資金繰り支援
 - ・ 公的・民間金融機関等による融資の拡充
 - ・ 金融機関からの融資金の返済猶予
 - ・ 金融機関による貸し剥がしの防止
- (3) 新規タクシー乗務員の採用推進のための2種免許取得に対する支援

地域公共交通であるタクシー事業の活性化・維持・再生

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（乗合タクシー及びUDタクシー等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促

進事業補助金（多言語対応、キャッシュレス決済、UDタクシー等）を継続されるとともに、補助の拡充及び手続きの簡素化等タクシー事業者が活用しやすい仕組みにされたい。

タクシー事業の安全対策

- (1) 遠隔・自動点呼に係る機器の導入について、支援措置を継続・拡充されたい。
- (2) ハイ・タク事業における総合安全プラン2025に掲げる事故削減目標を達成するため、事故防止対策支援推進事業については、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ搭載車）の導入に対する支援にタクシー車両を追加するとともに予算額を大幅に拡充されたい。
- (3) 平成29年1月に改正道路運送法が施行され、事業者健康起因の事故防止が義務付けられることになったが、事業者の負担を軽減するため、SASスクリーニング検査、脳MRI検査、心臓ドック、眼科検診等各種スクリーニング検査の実施に際し、支援措置を講じられたい。

旅客自動車運送適正化事業の対応

平成26年1月の改正道路運送法の施行による各都道府県タクシー協会における旅客自動車運送適正化事業の実施にあたって必要となる体制の整備等に対する支援措置を講じられたい。

タクシー事業の労働力確保対策

- (1) 若年労働者の採用の促進、交通政策基本計画の目標（約7千人→14千人）達成に向けた女性の活躍の促進のため、環

境整備への支援措置を講じられたい。

- (2) 2種免許取得支援等の人材確保支援について、継続・拡充されたい。
- (3) 外国人在留資格特定技能1号の対象事業として自動車運送業が追加されたところ、その実施にあたり支援措置を講じられたい。

インバウンド対応

「訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン」に基づく以下の取組について、支援措置を拡充されたい。

- (1) 母国と同じタクシー・ハイヤー利用環境づくり
 - 日本の配車アプリの多言語化促進のためのシステム開発
 - 海外配車アプリとの相互利用促進のためのシステム開発
 - 関係者との連携による国際空港タクシー乗り場、タクシー車両等における無料Wi-Fi環境の提供
- (2) 言葉の不安解消
 - 外国人対応研修・認定制度の充実・拡大
 - 外国語接遇ができる在日外国人（永住者・定住者等）ドライバー雇用拡大のため、英語・中国語タクシー運転者登録時講習用テキスト等の作成
 - 多言語タブレットの早期整備
 - 地域の観光資源に対応した多言語翻訳アプリにおける辞書の整備
- (3) 決済の不安解消
 - キャッシュレス決済への対応
 - ・ クレジットカード決済用端末機の導入
 - ・ クレジットカードのIC化決済用端末機への切替え
 - ・ 交通系ICカード決済用端末機の導入
 - ・ 外国系プリペイドへの対応
 - 多言語対応決済タブレットの整備
- (4) 移動の利便性

- UDタクシー等大容量ラゲージスペース車両の導入
 - 国際空港等における外国人専用乗り場・レーンの整備
 - 外国人が空港等でスマホで検索して2次交通情報が分かるシステムの構築
- (5) その他
- タクシー利用・予約方法等の外国語によるパンフレットの作成
 - 観光タクシーの外国語による案内パンフレットの作成
 - ニーズに対応した観光・周遊ルート開発のための訪日外国人を対象としたアンケート調査の実施